

資料 2-3

令和元年6月6日(木)  
科学技術・学術審議会  
海洋開発分科会(第60回)

科学技術・学術審議会海洋開発分科会の委員会の設置について(案)

令和元年6月6日海洋開発分科会決定

海洋開発分科会運営規則(平成13年4月9日海洋開発分科会決定)第3条第1項に基づき、海洋開発分科会に以下の委員会を置く。

記

委員会	調査事項
海洋生物委員会	海洋生物に関する基礎的な研究開発のあり方について調査を行う。

(参考)

海洋開発分科会運営規則(平成13年4月9日海洋開発分科会決定)抜粋

第3条 分科会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。